

◇この議事速報（未定稿）は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。

◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。

◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

○富岡委員長 次に、尾辻かな子君。

○尾辻委員 おはようございます。立憲民主党・無所属フォーラムの尾辻かな子です。

きょうは統計の集中審議ということでこの委員会は開催されているわけですが、先ほど大串委員からありましたとおり、統計の集中というにもかかわらず、例えば、重要なお聞きしたい相手である、毎月勤労統計検討会の座長である阿部座長が本日は御出席をされておられません。そして、特別監察委員長の樋口委員長もきょうは御出席されていないという状況があります。これほどのようにして真実を明らかにしていくという統計集中の委員会になるのか。まず、条件が整っていないと言わざるを得ないと思います。

なぜ、きょうは阿部座長は出張だということでお聞きしておりますけれども、こういう日に設定をされたのか、特別監察委員長が出られないこのような日に設定されたのか。私はこれは非常に問題があると思いますけれども、委員長、なぜきょう

うは開かれたんでしょか。

○富岡委員長 これは、筆頭間で御協議をいただいた結果と私としては受けとめておりますので。

理事の方に、先ほど理事会が開かれまして、一応説明をして、個人のいろいろな御都合もあるようなので、そこは後で聞いてください、経過の途中は。

○尾辻委員 委員会開催の条件が整っていないというふうに委員長は思われませんか。

○富岡委員長 それは、委員会ですから、筆頭の言葉をかりれば、我々も望んだことだけれども調整がつかなかった、そういうふうに聞いております。

○尾辻委員 こうして座長が出てこれられない、監察委員長が出てこれられないということで、結局、審議しても本当に真実が明らかになるのかということについて疑問が残ってしまうわけです。

これは統計の問題で、統計というのは正確な数字を出すことが当たり前なんです。その部分も、もう政府が出してくる数字はうそなんじゃないか、全部自分たちの都合のようになっていないか、全部自分たちの都合のようになっていないか、そういう不安があるからこそ、この統計集中は、必ずキーパーソンはいなきやいけないんです。そうしないと、統計に対する、そして毎月勤労統計に対する不安とか、真実が明らかになつていないということ、これは明らかにならないと思います。

委員長、もう一度、やはり、きょうのこれが本当に適切かどうか、お答えください。

○富岡委員長 委員長に対する質問みたいになっているんですけども、それは議会の、委員会の理事会でお諮りして理事の間でやはり決めておりますので、その経過を私は尊重して委員会を開いているわけでございます。

○尾辻委員 自民党の皆さん、そして公明党の皆さんも、この状況では、私は本当に危機感を持っているんですよ。政府が出した数字が信用されなくなつたらどうするんですか。これは崩壊してしましますよ。だからこそ、これは与野党関係ないはずなんです。しっかりと数字を出す。いつ、どこで、誰が何をやってこういうふうになって、今までずっとこのようなデータとか計算方法になつたのかというのは、これは関係ないと思うんです。ぜひとも、しっかりとまた呼んでこれは統計集中をしていただきたいということをまず申し上げておきたいと思います。

実は、私、この質問をする前に、この「統計制度論」という本をちよつと読ませていただきました。これは、政府で統計業務に従事された島村史郎さんという方が二〇〇六年に出版されたものなんです。

ここには統計の十原則ということが指摘をされています。どういうふうにかかれてるかという、筆者は長年我が国の統計業務に従事して、統計職員の中には伝統的に守られてきた行動原則があるように思えるということで、十個の原則をここで並べられております。

まず最初が、一つ目が非政治性の原則。非政治性の原則です。じゃ、今の毎月勤労統計は、非常

に政治的な流れの中で計算方法やサンプリングの方法が変わってきているという、この第一の原則がまず守られているのか。

二番目、調査結果の完全公表の原則。これも、今でも統計委員会からいろいろな資料を出せというふうに言われている状況から見ると、調査結果の完全公表の原則というのも、私は守られているように思えません。

以下、言っていきます。三、統計調査の継続性の原則。四、理論性の原則。五、統合性の原則。六、比較性の原則。七、統計調査と報告の分離原則。八、統計調査の重複禁止の原則。九、正確性の原則。十、効率性の原則。

こういった十の原則が、当てはめると、本当に今、この現状は当てはまっていないんじゃないかなというふうに思っております。

先ほど大串委員も、追加報告書について、やはりこれは不十分だという議論がありました。その中で、大臣は、これは公平性で、客観的に見ても十分なんだみたいなことをおっしゃっておられました。

ちよつと質問の前に一点だけ確認ですけれども、この毎月勤労統計の検討会に出ておられた先生と、そして特別監察委員、この同じ人が私は入っているように思うんですけども、これは客観的な事実ですから、いらつしやるかどうか、どなたでもいいです、お答えください。

○富岡委員長 質問は通告どおり行っていると思えますが、いいですか。

○定塚政府参考人 特別監察委員と毎勤の検討会

の委員の重複ということですが、委員としては重複はないと承知しております。

ただ、毎勤の検討会の方に協力者として出ていただいた廣松先生、これが特別監察委員会委員になられているということでございますが、廣松先生は統計の専門家ということで、その資質に着目してお務めいただいているということで、特段の問題は生じないと考えているところでございます。

○尾辻委員 大臣が、これはもう客観的にしっかりと調査したんだとおっしゃっておられますけれども、こうやって、どうやって制度設計しようかといっている検討会に、委員ではありませんけれども、参加された先生が、結局それを監察委員として見ているというのは、これはおかしくありませんか。どこに客観性があると思われませんか。共通する人がいるということについて、大臣は御存じでしたか。

○根本国務大臣 今、廣松先生は、当時の統計情報部内において、検討会の構成員を検討する中で廣松先生の名前が挙がったけれども、兼業規制があつて、構成員になつていただけない、兼業規制がありますから構成員になつていない。ただ、協力者として参加はしていただいたという事実であります。

○尾辻委員 私、客観性は担保されていないと思えます。検討会に出られた先生が監察の方でも、だから、自分たちがやったものを結局同じ人が見ている、どうやって客観性が担保されているのか。やはりこの追加報告書はおかしいと思えますよ。

多分次の方もやっていただけだと思いますので、私の方から指摘ということにさせていただきますかと思ひます。

これは学会からもすぐいろいろ言われているわけですよ。日本統計学会とか、日本経済学会とか、経済統計学会、社会調査協会、学術団体からもこの毎月勤労統計については声明が出ているということ、本当にこれはゆゆしき事態だと思います。

次に、ベンチマーク更新の話をお聞きしていきたいと思うんですけども、きのうの石橋委員の質問の中でも、統計委員会の北村委員長代理が、遡及改定は議論していないことをおっしゃっております。しかし、総務省と厚労省の統一見解の中には、統計委員会の指摘、答申に沿っているというような話があるわけです。これはおかしくないでしょうか。

本当に、統計委員会は今、議論していないと言っているんですよ。なのに、皆さんの答申は、統計委員会に諮って大丈夫だというふうに、これはそごがあると思うんですけども、ここについては一体どのように思われているんでしょうか。

○藤澤政府参考人 毎月勤労統計でございますけれども、従前から、二、三年に一回、サンプルの総入れかえに加えて、経済構造の変化を反映するためにウエイトの更新も行ってまいりました。これら双方の要因から、新旧の数値に、総入れかえの際にギャップ、断層が生じていたものでございます。

その際、過去の統計数値をさかのぼって補正す

る取扱いを従前は行っておりましたために、かねてより利用者にとってわかりにくい等の問題があつて、政府全体の基幹統計の見直しの中で課題となつていたところでございます。

そういった事情を背景に、先ほど委員からお話がありましたけれども、平成二十七年には毎月勤労統計の改善に関する検討会を開催して、今申し上げましたような課題について厚生労働省として議論を行ったところでございます。

その後、統計委員会に検討の場が移りまして、平成二十八年の六月から九月に行われた新旧データ接続検討ワーキンググループなどにおいて、標本交代による新旧ギャップへの対応としては、過去の値を補正することなく新旧の計数をそのまま接続する、また、全数調査などベンチマークとなるものの真の値が存在する場合には、それを利用して数値を滑らかに遡及改定する等の考え方を示されたものでございますので、厚生労働省としては、今申し上げましたような統計委員会の議論の経過も踏まえつつ、ウエートの更新を含めて、過去の数値を遡及改定しないということにしたところでございます。

以上でございます。

○尾辻委員 ベンチマークの遡及改定をしないということとは、いつ、どこで、誰がどのように決めたんですか。

○藤澤政府参考人 平成二十八年の十月に、厚生労働大臣から総務大臣に対して、毎月勤労統計調査の変更申請が行われております。その後、統計委員会に諮問がされて、御議論をなされているわ

けでございますが、今申し上げました平成二十八年十月の申請でございますけれども、当時の政策統括官の専決事項による文書決裁が行われているものでございます。

○尾辻委員 ということは、これは政策統括官が一人で決めたということですか。きのうも、統計委員会の委員長代理も議論はなかったと言っているわけですよね、統計委員会の方では。

そういうことで、じゃ、厚労省は一体どこで勝手にこれを決めたのかということ。ここは、今、政策統括官が決めたのかということですけども、じゃ、何も議論しなかったわけですか、これは。

○藤澤政府参考人 文書につきましては、今ほど申し上げましたように、基幹統計調査の変更の承認の申請に関する事項は、当時は政策統括官の専決事項とされておりましたが、当時の担当に確認をしたところ、こうした判断については、部長あるいは政策統括官までは上がっていたというところでございます。

○尾辻委員 これは、みんなで会議とかしてないんですか。全く何の会議もしないままに、そうやって、もうしないんだよということをして、ベンチマーク更新の遡及はしないんだということが決まっていたということなんですか。

○藤澤政府参考人 文書の決裁につきましては、今申し上げましたように部長あるいは統括官まで上げていたということですが、それに至る過程で組織内でさまざまな議論が行われていたのだろうというふうに考えております。

○尾辻委員 だから、いつ、どのようにそのさま

ざまな議論が行われたのかということをお願いいたします。

○藤澤政府参考人 大変申しわけございませんが、事前に御通告をいただいておりますので、詳細については、現在答弁できる内容を持ち合わせておりません。

○尾辻委員 いや、言っていますよ、このベンチマークの遡及更新についてどうするのかということについては。通告はないというのは違うと思いますよ。それに、ずっとこれは議論になつていない論点じゃないですか。もう一度答えてください。

というか、今わからないということですね。わからないということであれば、後日、理事会に提出をしていただきたいと思います。

委員長、よろしくお取り計らいください。

○富岡委員長 今答えられますか。

理事会で諮りたいと思います。

○尾辻委員 というのは、今回のベンチマーク更新で、〇・四％、賃金が上振れしているんですけど、じゃ、その分を遡及改定しないと、これはやはりわからないというか、わかりにくい数字になることは間違いないわけです。あり方検討会の中でもずっと言われているわけですよ、遡及はするべきだというふうに。ですので、ここが一体どのようなにしてこのようになったのかというのは、非常に大きな論点です。しっかり出していただきたいと思えます。

次に行きたいと思えますけれども、実は、調査事業所数が公表資料よりもおおむね一割程度少なくなつていたというふうに報告書には書かれてお

ります。これは一体いつからということでしょうか、平成八年、一九九六年以降少なくなってきたというふうにあるんですね。

これは実はずっと続いていて、本当にゆゆしき事態なんですけれども、二〇一八年、平成三十年まで実際の調査件数は三万三千二百件やっていますよというふうに言っていたけれども、三万二千九十七件ということで、ずっと約一割近く、一・一七とか一・一〇、件数が水増しをされてきたというところで、二十年以上、本当に調査している数字が出てこなかったというのは、これはゆゆしき事態だと私は思っております。

これは、いつからこのように一割程度少なくなっていたということをやってきたのかということ、この調査報告書では、確認できた範囲は平成八年以降なんですね。

ちよつと問題提起なんです、東北大学で社会調査を専門に研究されている田中重人先生が、どのように、いつからなのかということ計算されたんですね。それは、毎月勤労統計の要覧の各年度版から誤差率の数字を拾ったということなんです。そうすると、一九九〇年代から二〇〇一年までずっと誤差率は〇・三五%ぐらいで一定であるということを見ると、どうも調査対象事業所の改ざんはもう一九九〇年代から行われていたのじゃないかという指摘をされています。これについてどうお考えになりますでしょうか。

○藤澤政府参考人 お答えを申し上げます。

特別監察委員会の一月二十二日の報告書では、これまでの集計方法の説明として、規模三十人以上

上四百九十九人以下の事業所のうち、抽出されるべきサンプル数の多い地域、産業について一定の抽出率で指定した調査対象事業所の中から半分の事業所を調査対象から外すことで、実質的に抽出率を半分にし、そのかわりに、調査対象となった事業所を集計するときには、抽出すべきサンプル数の多い地域、産業について、その事業所が二つあったものとみなして集計する方式であり、全体のサンプル数が限られている中、全体の統計の精度を向上させようとしたものであるとされております。

一方で、委員の御指摘のレポートでございますけれども、大学の先生のレポートでございますが、毎月勤労統計では、事業所数が半分にになると誤差率がルート二倍になるというように、標準誤差率と事業所数が一定の関係を持っている。特別監察委員会報告書は、実質的な抽出率を操作していたのは二〇〇三年までとしているが、二〇一七年までの誤差率の推移を見ても、三十人から四百九十九人規模事業所の誤差率はずっと高いままで、現在の毎月勤労統計調査でも三十人から四百九十九人規模事業所はサンプルが減らされていると見るのが合理的というふうな指摘をいただいているものと承知しております。

それで、御指摘の標準誤差率の変動でございますけれども、これは回収率の多寡や母集団事業所数の増減が影響するものでございまして、確かに先生の御指摘は二〇〇三年以前のそこがあるというところでございますが、原因は不明でございませけれども、毎月勤労統計の年報において公表さ

れております達成精度計算の標準誤差率によりまして、全国平均で、五人以上規模事業所について、平成十五年は〇・六五%、平成十六年は〇・四三%、また、三十人以上の規模事業所については、平成十五年は一・一〇%、平成十六年は〇・六二%となったというふうなものと承知をさせていただきます。

その上で、現在についても三十人から四百九十九人規模の事業所のサンプルを減らしているという御指摘でございますが、平成十五年から、あるいは十六年以降の回答事業所数の推移や、平成二十一年以降の指定事業所数の推移を見る限り、実際にサンプルを減らしているの事実はないものというふうな認識をしております。○尾辻委員 ちよつと、質問が多分かみ合っていないんですけれども、それは次の質問だったんですね。

まず指摘をしておきますけれども、だから、全体の中で一割減らしていたよということですよ。公表数から一割減らしていた、これはなぜかというところについては今お答えをいただいているんですよ。さらに、平成八年より前もあつたんじゃないかということはお答えをいただいています。

このことについては、それより前かどうかということについて、まずちよつとお答えください。○富岡委員長 藤澤政策統括官、時間が過ぎていきますので、簡潔にお願いいたします。

○藤澤政府参考人 これは、委員からも今御指摘をいただきましたが、一月の特別監察委員会の報

告書によりますと、調査対象事業所数が公表資料よりもおおむね一割程度少なくなっていたのを確認できた範囲としては、平成八年、一九九六年以降でございます。

○尾辻委員 ただ、誤差率から見ると、これはさらに以前からあったんじゃないかという指摘があるんですね。

なので、ちよつとこの指摘が本当に合っているかどうか検討していただいて委員会に提出をいただきたいと思うんですけども、委員長、よろしくお取り計らいください。

○富岡委員長 はい。

時間がオーバーしています。いいですか。

○尾辻委員 西村委員から、五分ぐらいオーバーしてもいいということで、西村委員の時間をいただいておる……（発言する者あり）

○富岡委員長 私の方には伝わっておりませんが、一応時間ということを申し上げますけれども、西村さんが同意していただければ構いませんよ。

○尾辻委員 平成八年より前にも一割減らしていたのではないかとこの指摘について調査をして、委員会の方に調査報告を出していただきたいというところをお願いしたいと思います。

委員長、よろしくお取り計らいください。

○富岡委員長 はい、わかりました。理事会で諮りしたいと思います。

○尾辻委員 先ほどお答えいただいたのはこの次の質問だったわけですが、お答えをいただいたんですけれども。

結局、さつき、原因は不明だとおっしゃったと思うんです。なぜそういうふうに出率に誤差率があるのかということについて、三十人から四百九十九人のところでも、これはやはり抽出率が抽出表どおりになっていないんじゃないかという指摘だったわけですよ。

なぜこれがそうになるのかということについて、原因が不明ということをおっしゃいましたので、更に原因を追求していただきたいと思いません。それをまた委員会に報告いただきたいと思いません。

委員長、よろしくお取り計らいをいただきたいと思いません。

○藤澤政府参考人 御指摘の標準誤差率の変動でございますが、回収率の多寡や母集団事業所数の増減が影響するものでございますので、二〇〇三年前後のそごでございませうけれども、原因は不明だというふうに考えているところでございます。

○尾辻委員 なので、この原因が不明のところについて、今指摘もありますから、更に調査をしていただきたいと思えます。そして、その結果をまた委員会に返していただきたいと思えますので、委員長、よろしくお取り計らいください。

○富岡委員長 理事会で諮らせていただきます。

○尾辻委員 以上で終わります。ありがとうございました。